

連番	分類	質問	回答
1	メニュー	テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金のメニューは何か。	次の3つのメニューとなります。 ・介護テクノロジー等の導入支援事業 ・介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業 ・導入支援と一体的に行う業務改善支援事業 なお、R7補助金のメニューと同じですが、それぞれ考え方等に変更があるため、詳細は交付要綱別表等を参照してください。
2	メニュー	「介護テクノロジー等の導入支援事業」の内容は。	次の3つの項目があります。 ア 「福祉用具情報システム」に掲載された介護テクノロジー 「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等を導入する際の経費 イ 介護ソフトの定着促進支援 介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等 ウ その他 アによらず、次に掲げる①及び②に該当する機器等 ① 申請ができていない等の理由で「TAIS」に掲載されていない機器で、上記アの介護テクノロジーと機能等が同水準と知事が判断した機器等を導入する際の経費 ② 介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると知事が判断した機器等を導入する際の経費
3	メニュー	「介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業」の内容は。	「介護業務支援」に分類されるテクノロジー等（同等機器を含む）と、それらと連携して効果を高める機器等の導入経費について、補助されるものです。
4	メニュー	「導入支援と一体的に行う業務改善支援事業」の内容は。	介護事業所等が生産性向上の課題解決を図り、導入した介護テクノロジーを継続的に活用できるよう、介護テクノロジー導入に合わせて業務改善支援を受けるための経費について、補助されるものです。
5	交付申請	「介護テクノロジー等導入支援事業」と「介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業」を同時に申請することは可能か。	可能です。
6	交付申請	過去に介護テクノロジー（介護ロボット・ICTを含む）を導入した事業所等において、今回の補助金を活用して機器等の導入をすることは可能か。	可能です。 R7から1計画1回または1事業所1回の要件が撤廃されたため、既に機器等の導入実績のある事業所等に新たに導入する場合にも本補助金を活用することができま
7	交付申請	購入ではなく、リースやレンタルの場合も対象となるか。	対象となります。
8	交付申請	昨年度に行った要望調査に回答していないが、協議・申請を行うことは可能か。	要望調査への回答の有無にかかわらず、申請可能です。 ただし、予算の範囲内において実施するものであるため、予算を超過した場合の交付決定の優先度に影響が生じる場合がありますので、あらかじめご留意ください。
9	交付申請	「介護テクノロジー等の導入支援事業」について、複数の機種を申請することは可能か。	可能です。 ただし、次の点にご留意ください。 ・最大2機種までとすること。 ・目的ごとに業務改善計画を提出すること。 ・予算超過の場合は、多くの事業所等へ導入する点から、複数申請のあつたうち1つだけ交付決定をする場合がある。
10	交付申請	「介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業」を申請する場合、「介護業務支援」に該当するテクノロジーは必ずTAISに掲載されているものでないといけないか。	登録されていない機器であっても、TAISに掲載されている「介護業務支援」のテクノロジーと機能等が同水準と知事が判断した場合は、「介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業」の対象となります。
11	交付申請	「介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業」では、介護ロボットとICTを組み合わせで導入しなければならないのか。	必ずしも介護ロボットとICTの組み合わせでなくてはならないということではありません。

連番	分類	質問	回答
12	交付申請	「介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業」について「介護業務支援」+ その他の機器等が、双方新規で導入することが必要か。	「介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業」では、連動する機器等の双方を新規で導入する必要があります。なお、「介護業務支援」に分類されている機器等と連動する機器等については、「介護業務支援」以外の機器等でも構いません。
13	交付申請	既に見守り機器を導入済で、今回「介護業務支援」の新規導入と併せて既に導入済の見守り機器との連動を検討している場合は、補助対象になるか。	「介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業」としては対象外です。新規導入の「介護業務支援」の機器については、「介護テクノロジー等の導入支援事業」の申請をしてください。
14	交付申請	既に「介護業務支援」の機器を導入済で、今回見守り機器の新規導入と併せて既に導入済の「介護業務支援」との連動を検討している場合は、連動に係る機器やその役務は補助対象になるか。	新規導入の機器については、「介護テクノロジー等の導入支援事業」のメニューにおいて、付帯経費として工事費や導入機器の運用に必要な経費は補助対象とすることが可能です。
15	交付申請	既に「介護業務支援」の機器及び見守り機器を導入済で、今回双方を連動させるために必要な連動機器とその役務は補助対象になるか。	連動機器は主となる機器ではないため、その役務も含めて補助対象外です。
16	交付申請	保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費など）は、付帯費用に含まれるか。	交付要綱別表2（1）アの機器等の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象となります。
17	交付申請	介護ソフトの5年間の使用権（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象として扱って良いか。また、月払いのリースやサブスクリプションなどを新規に導入する場合、その経費はどこまで補助の対象となるか。	「補助対象額＝当年度の支払金額」となります。使用権（ライセンス）期間で判断するのではなく、使用権（ライセンス）を購入した際の支払金額で判断してください。例えば、使用権（ライセンス）が複数年の介護ソフトでも、当年度に全額支払った場合は全額が補助対象となります。一方、使用権（ライセンス）が複数年の介護ソフトで支払金額が1年分（毎年払い）であれば、1年分の金額が補助対象となります。また、リース費用やサブスクリプション費用も含め、使用権（ライセンス）が複数年に渡る場合でも、初年度に複数年度分の費用をまとめて支払った場合は、その費用全体が補助対象となります。
18	交付申請	昨年度の交付要綱には、「情報端末について、1台あたりの補助額は10万円以内とする」との定めがあったが、この定めはなくなったのか。	ご認識のとおりです。なお、情報端末機器を含めて基準額の範囲内での補助となります。
19	交付申請	補助額の基準額において、インカムの上限額が100万と設定されているが、1機器あたりの上限額と考えてよいか。	ご認識のとおりです。
20	交付申請	介護ソフトの更新やオプションの追加に要する費用は補助対象となるか。	新たに業務改善計画を作成し、更新により更なる効果が期待される場合は、補助対象です。
21	交付申請	介護ソフトの改修に要する費用は補助対象となるか。	以下に対応するための改修に要する費用については、補助対象とします。 ①「ケアブランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ②「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ③「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ④厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ⑤「LIFE標準仕様」に対応するための改修
22	交付申請	導入する機器（パソコンやインカム等）の数に制限はあるか。	利用者数に依存する機器（見守り機器等）については、1施設あたりの床数（利用定員）を上限とします。職員数に依存する機器（インカム、情報端末、移乗支援機器（装着型）等）については、実際に利用する職員数、または契約している介護ソフト・バックオフィスソフトのライセンス数を上限とします。いずれも予備的な購入は補助対象としません。
23	交付申請	IDの価格は職員数では変わらないが、使うPCの台数によって値段が変わる介護ソフトやバックオフィスソフトの場合、職員数に応じて変動する補助額で考えるか、一律250万円で考えるか。	職員数に応じて変動する補助額で考えてください。

連番	分類	質問	回答
24	交付決定	過去に補助金申請を行った事業所等も初めて申請する事業所等と同じ基準で交付決定されるか。	多くの事業所等へ導入を促進するため、予算が超過した場合は、交付決定の優先度に影響が生じる場合があります。
25	交付決定	サービス種別により、認められる機器等に制限はあるか。	サービス種別による制限はありませんが、実際に利用する場面を勘案の上、交付決定をします。
26	その他	介護ソフト機能調査結果はどこで確認できるか。	厚生労働省HP「介護テクノロジーの利用促進」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo_ict.html html) の「補助金参考資料」をご参照ください。 なお、今年度より介護ソフト機能調査のレイアウトを変更しております。 また、本調査は介護ソフトの機能について、厚生労働省が介護ソフト事業者からアンケートをとった結果を記載したもので、厚生労働省及び山梨県が保証するものではありません。
27	その他	業務改善計画の作成において、原則として、介護福祉総合支援センターへの相談が要件となっているが、県の生産性向上推進セミナーの受講で代替することは可能か。	相談については、県の生産性向上推進セミナーを受講し、アンケートを回答した場合は、それをもって代えることができます。
28	その他	バックオフィスソフトを導入する際に、一気通貫の環境が実現している必要があるか。	バックオフィスソフトは、交付要綱別表2（1）ウ「その他」に該当する機器であるため、一気通貫の環境が実現されていなくても、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる」と知事が判断した機器であれば、補助対象とします。
29	その他	補助要件に「ケアプランデータ連携システムの利用を開始していること」とあるがデータ連携実績がなくてもよいのか。	今年度より、データ連携の実績があることを要件とします。
30	その他	介護ソフトの基準額について、「職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約」とは具体的にどのようなケースを想定しているか。	介護ソフトにおいて、アカウント数によってライセンス料が変動する場合を想定しています。 介護ソフトを使用するアカウント数によってライセンス料が変動する場合、アカウント数が増えるほど、料金が上がることが一般的のため、職員数によって基準額を設定しています。
31	その他	タブレット端末等をネットで購入する場合、申請書に添付が必要とされている見積書やカタログがないが、どうすればよいのか。	ネットの画面で、購入しようとするタブレット端末等の値段、機能やサイズ等が分かる製品情報を示した画面を印刷し、添付してください。 ただし、ポイントが付く場合、ポイント分は補助対象外となるため、見積書上であらかじめ発生するポイントを差し引いて経費の計上をしてください。 なお、クレジットカードでの購入は原則認められませんので、請求書払いとしてください。
32	その他	軽費・養護老人ホームで介護ソフトを導入する場合について、軽費・養護老人ホームでは、介護給付費の請求を行わないが、請求まで一気通貫でできる必要があるか。	導入する介護ソフトを使用することで、軽費・養護老人ホームにおける業務が一気通貫になれば、補助対象となります。